

# 秘密保持契約書

(以下「甲」という)と帝産大鐘ダイカスト工業株式会社(以下「TODC」という)は、ダイカスト製品の製造を目的として、(甲)及び(乙)TODCそれぞれ必要な範囲で開示する情報の秘密保持に関し、次のとおり契約を締結する。

## (秘密情報)

- 第1条 本契約において秘密保持の対象となるものは、本件業務に必要なものとして口頭、書面、磁気記録媒体、メールにより取得したデータ等(以下「情報物件」という)、相互に開示または提供する相手方の技術資料その他の開示事項、見聞事項、ノウハウの他、本件業務の過程で知り得た相手方の営業上、技術上の情報および本件の成果等の内、秘密である旨表示した全ての情報をいう。
- ただし、次の各号の一に該当することを受領者が証明できるものはこの限りではない。
- (1)相手方から開示される前に既に公知であったもの
  - (2)相手方から開示される前に既に自ら所有していたもの
  - (3)相手方から開示を受けた当事者の責めによらず公知となったもの
  - (4)正当な権限を有する第三者からの秘密保持義務を負うことなしに適法に入手したものの
  - (5)相手方から開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
2. 口頭で秘密情報を相手方に開示した場合には、秘密情報を口頭により開示した日から15日以内に口頭による開示の場所、日時、開示を受けた相手方の社員および口頭により開示した情報の内容を書面にして秘密である旨の表示を付して相手方に渡すものとする。ただし、この場合にあっては相手方に秘密である旨を通知したときに秘密情報であるものとみなす。

## (秘密保持義務)

- 第2条 (甲)および(乙)TODCは、前条の秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾のない限り、第三者へ開示または漏洩してはならない。
2. (甲)および(乙)TODCは、前項の秘密保持義務を履行するため、万全の予防措置を講ずるとともに、秘密情報に接する者を限定し、その者に対して本契約書上の秘密保持業務を徹底するものとする。また、相手方が特別の予防措置を指定した場合には、(甲)および大鐘ダイカストは、直ちに当該措置を講ずるものとする。
  3. 本件業務の一部を外部業者に委託するときは、委託元と委託先との間で本契約書以上に厳しい守秘義務を課した秘密保持契約を締結する。

## (秘密情報の管理)

- 第3条 (甲)および(乙)TODCは、相手方から開示された秘密情報に関する情報物件を、秘密の漏洩、盗難あるいは自己の資料等との混同を防止するために、紙媒体の場合は、施錠が可能な場所に保管し、電子データ等の電磁的記録の場合は、暗号化や認証管理等のセキュリティ対策を施さなければならない。
2. (甲)および(乙)TODCは、相手方から開示された秘密情報に関する情報物件を、相手方の事前の書面による承諾なく、複製または廃棄してはならない。

## (秘密情報の目的外使用の禁止)

- 第4条 (甲)および(乙)TODCは、開示された秘密情報を本契約書の目的にのみ利用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、他の目的に利用してはならない。

(発明等の取扱)

第5条 (甲) および (乙) TODC は、本件業務の過程で、相手方から開示された情報に関連しまたはそれを利用して発明、考案または意匠の創作 (以下「発明等」という) を完成した場合は共有とし、その実施の条件については別途協議する。

(成果の発表)

第6条 本契約のいずれかの当事者が秘密情報に基づいた成果を外部に発表しようとする場合、その内容、時期、方法等について事前に書面による相手方の同意を得なければならない。

(秘密情報の返還と破棄)

第7条 (甲) および (乙) TODC は、相手方から書面による秘密情報の返還の請求または破棄の請求がある場合は、当該秘密情報およびその複製物を直ちに返還または破棄するものとする。

(有効期間)

第8条 本契約書の有効期間は、本契約締結の日から3年間とし、期間満了前に (甲)・(乙) TODC 協議により、一年毎に延長することができる。  
2. 第2条、第3条、第4条および第5条の規定は、前項の有効期間終了後5年間有効に存続するものとする。

(損害賠償)

第9条 (甲) および (乙) TODC は、相手方の秘密情報を漏洩し、相手方に損害を与えたときは、相手方が現実に被った損害もしくは現実に被るおそれのある損害を賠償しなければならない。ただし、特別の事情による損害についてはこの限りではない。

(合意管轄)

第10条 この契約に関する一切の訴訟については、名古屋地方裁判所を唯一の管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 本契約書に定めのない事項または本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、(甲) および (乙) TODC は誠意をもって協議解決する。

以上、契約書締結の証として、本書2通を作成し (甲)・(乙) TODC 各1通を保有する。

0000年00月00日

(甲) 株式会社  
締結者 ㊟

(乙) TODC 四日市市大鐘町字安田1245番地  
帝産大鐘ダイカスト工業株式会社  
締結者 水野 三弥 ㊟